

考える、きっかけ。自分のこと。家族のこと。日本のこと。

参議院議員通常選挙

投票日 7月10日(日) 投票時間 7時~20時



投票の種類

- ① 選挙区選出議員選挙
候補者一名の氏名を記入します。
- ② 比例代表選出議員選挙
名簿登載者の氏名または届出政党の名称もしくは略称を記入します。

投票入場券を持参ください

投票には入場券を持参してください。家族の入場券と間違えたり、投票所を間違えないよう入場券を確認してください。

投票できる要件

【年齢要件】

平成16年7月11日までに生まれた方

【転入された方】

令和4年3月21日までに本町に転入届を出して引き続き町内に住所がある方は、本町で投票することができます。

なお、3月22日以降に転入届を出された方は、転入前の住所地の市町村で投票することになりますが、次の方法により投票することができます。

- ① 本町で不在者投票をする。
- ② 投票日前日までに前住所地で期日前投票をする。
- ③ 投票日当日、前住所地で投票する。

【転出される方】

これから他市町村へ転出される方は左記の方法で投票することができます。

- ① 投票日当日、白老町で投票する。
- ② 投票日前日までに白老町で期日前投票をする。
- ③ 投票前日までに新住所地で不在者投票をする。

投票をする。(郵送の関係上早めの投票をお願いします)

【転居された方】

6月14日以降に町内で転居された方(例・萩野↓社台に転居)は、以前に居住していた場所の投票所で投票していただくこととなります。(入場券で確認してください)

投票日に用事がある方

投票日当日、仕事や旅行などで用事のある方は、期日前投票をすることができます。入場券を持参の上お越しください。

【期日前投票期間】

6月23日(木)~7月9日(土)

【期日前投票時間】

8時30分~20時

【期日前投票場所】

役場 第1会議室

学業や仕事で町外に滞在の方

町内に住民票はあるが長期間出張などで他の市町村に滞在している方は、白老町選挙管理委員会に投票用紙を請求して、滞在先の市町村選挙管理委員会へ不在者投票をすることができます。詳しくは、問い合わせしてください。

入院中で投票所に行けない方

不在者投票施設として指定を受けている病院や老人ホームに入院・入所している方は、その施設内で不在者投票することができます。希望される方は、施設の職員に申し出てください。

※町内では町立病院、きたこぶし、寿幸園、恵和園、さくら、北海道リハビリテ

ーシヨンセンターが指定されています。身体が不自由で字が書けない方

投票所には行けるが、身体が不自由で字が書けない方のために代理投票制度があります。投票所の係員に申し出てください。(投票の際の秘密は厳守します)

新型コロナウイルス感染症患者の方

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などを行っている方で一定の要件に該当する方は、郵便により投票することができます。詳しくはお問い合わせください。 ※濃厚接触者は該当しません。

開票を参観されたい方

町内に選挙権がある方は開票を参観することができます。

【開票日時】

7月10日(日)21時15分から

(※入場は20時45分から)

【開票場所】

町総合体育館

※①選挙公報について

選挙公報は、北海道選挙管理委員会が発行され、町に届き次第新聞折り込みするほか、役場・各出張所の窓口でも配布します。また、希望者には郵送もしますのでお問い合わせください。

※②投票日について

7月10日(日)投票日に変更があった場合は、変更後の日程などについて、後日郵送される入場券または町ホームページでお知らせします。

問い合わせ先：町選挙管理委員会事務局 (役場総務課内) ☎82-4277